車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車（一を「自動車等（」に、「廃止した自動車が」を「廃止した自動車等が」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ハ(3)中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車（一を「自動車等（」に、「解体した自動車が」を「解体した自動車等が」に、「当該自動車」を「当該自動車等」に改め、同号ハ(4)中「自動車が対象区域内用途廃止等自動車」を「自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、同項第三号中「附則第五十二条第二項」を「附則第五十三条の二第二項」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第二十三条の二第一項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第三項」を「附則第五十三条の二第三項」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第百十四条第一項」を「第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改め、同号ロ中「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条において同じ。)」及び「(同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ　当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1)　既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2)　既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(3)　既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(4)　既に法附則第五十六条の三第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5)　既に法附則第五十六条の三第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(6)　既に法附則第五十六条の三第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7)　既に二十九年旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8)　既に二十九年旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9)　既に二十九年旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10)　既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11)　平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

附則第二十三条の二第一項第一号ニ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第三項」を「附則第五十三条の二第三項」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ホ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号」を「附則第五十三条の二第二項第二号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ヘ中「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に改め、同号ト中「対象区域内用途廃止等自動車等」を「附則第五十三条の二第二項第二号イ」を「附則第五十三条の二第二項第二号イ」に改め、同号チ中「対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車」に改め、同項第二号中「にあつては」を「には」に改め、同項第三号中「附則第五十三条の二第三項」を「附則第五十三条の二第三項」に改め、同条第二項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「第百十四条第一項」を「第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改め、同号ロ及びハ中「対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号」を「附則第五十三条の二第二項第二号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ホ中「対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ヘ中「対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ト中「対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号イ」を「附則第五十三条の二第二項第二号イ」に改め、同号チ中「対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車」に改め、同項第二号中「にあつては」を「には」に改め、同項第三号中「附則第五十二条第三項」を「附則第五十三条の二第三項」に改め、同条第二項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「第百十四条第一項」を「第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改め、同号ロ及びハ中「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号」を「附則第五十三条の二第二項第二号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ホ中「対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ヘ中「対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ト中「対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号イ」を「附則第五十三条の二第二項第二号イ」に改め、同号チ中「対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車」に改め、同項第二号中「にあつては」を「には」に改め、同項第三号中「附則第五十二条第三項」を「附則第五十三条の二第三項」に改め、同条第二項第一号イ中「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「第百十四条第一項」を「第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項」に、「にあつては、同項」を「には、これらの規定」に改め、同号ロ及びハ中「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第二号」を「附則第五十三条の二第二項第二号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ホ中「対象区域内用途廃止等自動車等」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「附則第五十二条第二項第三号」を「附則第五十三条の二第二項第三号」に、「自動車に」を「自動車等に」に、「にあつては」を「には」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同号ヘ